

東京都地域医療構想（骨子）案

第1章 地域医療構想とは

1 はじめに

- 策定の趣旨
- 部会の設置
- 部会における検討経過
 - ・ 構想区域
 - ・ 事業推進区域
 - ・ グランドデザイン

2 地域医療構想の性格

- 地域医療構想は、医療法第30条の4に基づく「医療計画」に位置付けるもの
- 都は、この「医療計画」を含み、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」としての性格を持つ東京都保健医療計画を策定
- 平成25年（2013年）3月に改定した現行計画に追記

第3章 構想区域

1 構想区域

- 都における構想区域は、以下の13区域とし、「**病床整備区域**」と呼称する。



(参考) 構想区域の医療法における位置づけ

構想区域（病床整備区域）は、病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量を算出するための区域（医療法30条の4第2項7号）であるとともに、主として病院の病床（一般病床・療養病床）及び診療所の病床の整備を図る区域（医療法30条の4第2項12号）

- 病床整備区域については、次期保健医療計画の策定にあわせて、人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化など、将来における要素を勘案するとともに、国の方針や国が提供する基礎的データも踏まえながら、必要な検証や見直しを検討

2 疾病・事業ごとの医療提供体制（後述 第5章2に記載）

- 5疾病5事業等の取組については、患者の受療動向や医療資源の分布状況に応じて、疾病・事業ごとの医療提供体制を推進する区域を「事業推進区域」とする。

第5章 あるべき医療提供体制の実現に向けた取組

1 施策の方向性

- 「2025年の医療～グランドデザイン～」に掲げる「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる東京」の実現を目指し、「4つの基本目標」の達成に向けて、取組の方向性を示す

(1) 高度・先進医療提供体制の将来にわたる進展

～ 大学病院等が集積する東京の「強み」を活かした、医療水準のさらなる向上 ～

【取組の方向性】

- ① ○ 13大学、15特定機能病院など、集積する高度・先進医療提供施設の活用
- ② ○ がんなど疾病については、かかりつけ医、かかりつけ歯科医による十分な情報の下、患者が自ら高度医療機関を選択可能
- ③ ○ 都民のみならず、日本全国から流入する患者を受け入れ、引き続き、質の高い高度・先進医療を提供

(2) 都の特性を活かした切れ目のない医療連携システムの構築

～ 高度急性期から在宅療養に至るまで、東京の医療資源を最大限活用した医療連携の推進 ～

【取組の方向性】

- ① ○ 交通網の発達、高度医療の集積、中小病院数の多さ、昼間人口の流入など、都の特性を十分反映
- ② ○ 歴史的・文化的に構築されてきたものを踏まえ、東京の現状の医療提供体制を活用
- ③ ○ 救急患者をどの地域でも確実かつ迅速に医療につなげるとともに、在宅療養患者の病状変化時には、身近な医療機関での受け入れを実現
- ④ ○ 入院患者の円滑な在宅復帰や、必要な場合には、安心して入院継続が可能な体制を整備
- ⑤ ○ 疾病ごとの医療資源の分布や患者の受療動向の視点を踏まえた適切な医療提供体制の構築

- ⑥ ○ 認知症を抱えながら入院する患者が、適切なケアを受けられる医療提供体制を整備
- ⑦ ○ 将来にわたって、誰もが良質かつ適切な医療を受けられるよう、機能分化及び連携の推進による効率的な医療を提供

(3) 地域包括ケアシステムにおける、治し、支える医療の充実

～ 誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域全体で治し、支える「地域完結型」医療の確立 ～

【取組の方向性】

- ① ○ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持ち、いつでも相談できるプライマリ・ケアを基本とする医療提供体制を実現
- ② ○ 疾病予防や生涯を通じた健康づくりの取組の推進
- ③ ○ 高齢者の増加に対し、医療・介護の多職種が連携して地域全体が一体となり、在宅療養患者を支援
- ④ ○ 地域の診療所や中小病院等の身近な医療機関が在宅療養生活をバックアップ
- ⑤ ○ 地域で暮らす認知症の人に介護サービスと連携して、状態に応じた医療を提供
- ⑥ ○ 人生の最期をどこで迎えようとも、さまざまな医療資源を活用した看取りを実現

(4) 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

～ 医療水準の高度化に資する人材や高齢社会を支える人材が活躍する社会の実現 ～

【取組の方向性】

- ① ○ 大学病院や特定機能病院等による、高度急性期医療を担う医療人材の育成
- ② ○ 医育機関や医療機関による、地域連携を担う総合診療医等の育成
- ③ ○ 在宅療養を支える人材の確保・育成
- ④ ○ 雇用形態の多様化やシニアの活用など、多様な価値観やライフスタイルに応じて働き続けられる環境を整備し、少子高齢・人口減少社会を支える医療・介護人材を確保

2 東京都保健医療計画に追補する事項

(1) 医療連携体制の取組

※事業推進区域の説明

※「療養病床の在り方等に関する検討会」等

(2) 普及啓発

※東京都保健医療計画に記載されている、関係者の役割を果たすための考え方を記載

3 地域医療構想調整会議

- 医療機関の自主的な取組により、病床の機能分化及び連携を推進するため、構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置し、地域に不足する医療機能の確保等について協議

- 地域医療構想調整会議の区域間調整や課題の共有などを行うため、保健医療計画推進協議会の下に「地域医療構想調整部会（仮称）」の設置を検討